

評 価 書

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等
政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

2. 担当課室

調整課

3. 評価の実施時期

令和 8 年 4 月～ 8 月

4. 施策の実施状況（政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報）

令和 4 年度から令和 7 年度までの各年度における主な施策の実施状況は別添のとおり。

5. 評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果

担当課室において、行政事業レビューシートを活用し、ロジックモデルを用いて施策のアウトカム等を検証することで、主に有効性の観点から評価を実施した（別紙の各「アクティビティ」～「長期アウトカム」欄参照）。

また、令和 7 年度行政事業レビューにおいては、担当課室において評価対象施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を行ったところ、令和 8 年度行政事業レビューにおいては、以下のとおり、当該ボトルネックの改善状況を把握・分析し、更なる施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を行っており（別紙の「事業所管部局による点検・改善」欄参照）、これらの結果を踏まえ評価を実施した。

点 検 結 果	○令和 7 年度に実施した行政事業レビューでの点検結果に対する対応（令和 7 年度に検討したボトルネックの改善状況の把握・分析）及び令和 8 年度に実施した行政事業レビューでの点検結果（更なる施策等のボトルネックの特定） 【実態調査テーマの絞り込み】 他部局から実態調査のテーマになり得る分野の情報共有を受けており、それらの情報とともに、業務の中で接する関連情報や各省庁とのコミュニケーションによって、実態調査につながると考えられる情報を集約し、各情報について実態調査を実施するテーマがないか検討を行った。一方で、本事業が対象とす
------------------	--

	る政府規制分野は専門性が高いことから、最新の動向を追い、実態調査を実施するテーマを発見することに労力を要する。 【実態調査やガイドラインの周知・広報】 事業者や地方公共団体に対しては、対面による説明会を実施したほか、所管省庁を経由して周知を行ったことにより、必要としている事業者や地方公共団体にピンポイントで普及啓発を行うことができた。 加えて、地方公共団体向けの一斉通知・調査システムを活用することにより、地方公共団体に対して効率的な周知を行うことができた。
改善の方向性	【実態調査テーマの絞り込み】 実態調査を実施するテーマを選定するに当たっては、早い段階で外部の有識者からヒアリングを行うなど、より積極的に外部の知見を活用することで、テーマ選定に要する労力を削減する。 【実態調査やガイドラインの周知・広報】 点検の結果、必要としている事業者や地方公共団体にピンポイントで普及啓発を行う上で、所管省庁を経由し事業者や地方公共団体に周知することが特に効果的であったことを踏まえ、所管省庁を経由して事業者や地方公共団体に周知を行うことを徹底する。また、これに限らず所管省庁と協力すること自体が効果的と考えられることから、所管省庁を経由して周知する方法以外に所管省庁と協力して周知する方法についても模索する。

6. 第三者の知見の活用

政策評価・行政事業レビュー外部有識者合同会合における政策評価委員の主な意見は以下のとおりである（別紙の「外部有識者による点検」欄）。

- ・ 政府規制は、長年の公取の主要テーマであり、関連省庁との連携が非常に有効に作用していると理解したところ、実態調査報告書やガイドラインの策定等のアウトカムの把握方法として、関係省庁から定性的な情報を入手するという事は可能なのか。（池谷委員）

（アウトカムの把握について、定性的な情報を集めていくという方法は、より実態把握に寄与すると思われるので、関係省庁から定性的な情報を入手するというやり方を含め、アウトカムの把握の方法について検討していきたい旨回答。）
- ・ アウトカムの定量的な測定は難しいと思うが、例えば、実態調査の短期アウトカムとしての定性的な成果実績として、タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書を事業者に説明する際に、説明内容についての理解を問うようなアンケートは実施しているのか。（多田委員）

（実施していない旨回答。）
- ・ 説明会の直後は、中長期的な状況を測ることはできないが、どのような形で周知

できたのかということについて、説明会のタイミングで把握することはできると思われる。(多田委員)

- ・ 実態調査やガイドラインの策定等については、テーマを探す段階でも、詳しいのは業所管官庁であり、実態調査報告書等を周知する段階でも、業所管官庁を通じて行うことが大事だと思われるので、本事業については、最初から最後まで他省庁との連携が大事である。(多田委員)
- ・ ロジックモデルについては、短期アウトカムとして、公正取引委員会の提言や策定等したガイドラインが事業者などに認知され、中期アウトカムとして、それを受けた事業者が提言等の内容を実践し、長期アウトカムとして、消費者を含めた需要者等の利益が生じるという形で整理されており、分かりやすい。問題は、これらをどう測るのかという点である。行政事業レビューシートの中期アウトカムや長期アウトカムの定性的な成果実績には、どのようなアウトカムがどういうルートで発現するという想定について書かれているが、今後、例えば、関連する事業者ヒアリングをするといった形で、想定している影響が実際に生じているか否かを測ることは検討しているのか。(田辺委員)

(定量的に測るのは困難ではあるが、様々な場面で関連省庁や事業者と話をする機会があるため、その中で定性的な情報を把握しているところ、今後はより体系立てて把握していくことが引き続き課題であると認識している旨回答。)

- ・ アウトカムの測定について、定量的であることに過度にこだわる必要はなく、エピソードベースの把握もあり得る。定性的な情報をある程度の数の事業者を確認することで、体系的に定性的な情報を集める方法なども検討していただきたい。(田辺委員)
- ・ 個々の実態調査報告書やガイドラインの策定等については、業所管官庁にどの程度伝達できたか、それを通じて事業者などにどの程度認知してもらえたかという効果が出てくる。ロジックモデルについては、一つ一つの実態調査報告やガイドラインの策定ごとに分けるのがよいように思われるところ、公正取引委員会としてできることは、業所管官庁に説明をして周知の媒介をお願いすることまでではないか。ロジックモデルについては、実態調査報告書ごとに作成した方がよいかもしれない。(南島委員)

(これまで当課の継続的な事業として行ってきた中で、一つ一つの実態調査報告書にフォーカスし、そのアウトカムは何かということを追まえてロジックモデルを作成するといったことはしていなかった旨回答。)

7. 政策評価の結果

本施策においては、政府規制分野等に関する実態調査を通じて、事業者間の競争実態等について把握・提言を行うとともに、政府規制分野に関する独占禁止法のガイドラインの策定・改定を行い、説明会の開催等による普及啓発を実施している。

普及啓発の手法を工夫した結果、周知を必要とする事業者や地方公共団体に対して効果的に普及啓発を行うことができたことは、政府規制分野における競争政策の認知及び理解の促進という観点から有効な取組であり、当委員会の競争政策の運営基盤の強化にも一定程度寄与したと評価できる。

今後は、前記５の「改善の方向性」に記載した取組を行うことで施策の更なる改善を図ることができる と評価する。

政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

基本情報

組織情報	府省庁	公正取引委員会				
	事業所管課室	公正取引委員会 事務総局経済取引局 調整課				
	作成責任者	吉川泰宇				
	その他担当組織	--				
基本情報	予算事業ID	006438	事業開始年度	事業開始年度不明	事業終了（予定）年度	終了予定なし
	事業年度	2026		事業区分	前年度事業	
政策・施策	政策所管	政策		施策		政策体系・評価書URL
	公正取引委員会	3 競争政策の普及啓発等		3－4 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価		https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html
関連事業	--			主要経費	その他の事項経費	
概要・目的	事業の目的	政府規制分野等において公正かつ自由な競争を促進し、国民全体の利益の向上を実現する。				
	現状・課題	現状、規制や取引慣行等により競争が十分に働いていないと考えられる分野や、規制改革により新規参入の機会が拡大し、今後の競争の活発化が期待される分野（以下まとめて「政府規制分野等」という。）がある。このような分野においては、関係者に対して効果的な普及啓発を行うことで、公正かつ自由な競争を促進する必要がある。				
	事業の概要	政府規制分野等に関して実態調査を実施する。具体的には、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施して、市場構造、取引実態、事業者間の競争実態等を把握するとともに、専門的知見を有する学識経験者による研究会を開催して、制度等の問題点について検討し、また、検討の結果を踏まえて、公正かつ自由な競争を促進する観点から提言を行うほか、必要に応じて各府省との調整や関係者への周知など、普及啓発を行う。 さらに、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、政府規制分野等に関する独占禁止法のガイドラインを策定又は改定する。具体的には、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査等や、専門的知見を有する学識経験者による研究会の開催を実施した上で、独占禁止法上の問題点について検討し、検討の結果を踏まえて独占禁止法のガイドラインを策定又は改定し、関係者に対し説明会を開催して普及啓発を行う。				
	事業概要URL	--				

根拠法令	法令名		法令番号	条	項	号・号の細分
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第一条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第三条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第八条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第十九条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第二十七条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第二十七条の二	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第四十条	--	--
	昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）		昭和二十二年法律第五十四号	第四十一条	--	--
	内閣府設置法		平成十一年法律第八十九号	第五十八条	--	--
関係する計画・通知等	計画・通知名		計画・通知等URL			
	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）		https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf			
	「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）		https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf			
実施方法	直接実施 その他					
補助率等	補助対象		補助率	補助上限等		補助率URL
	--		--	--		--
備考	・令和５年度行政事業レビューにおいて、事業単位の見直しを行ったため、事業内容・予算額等に差異がある。					

予算・執行

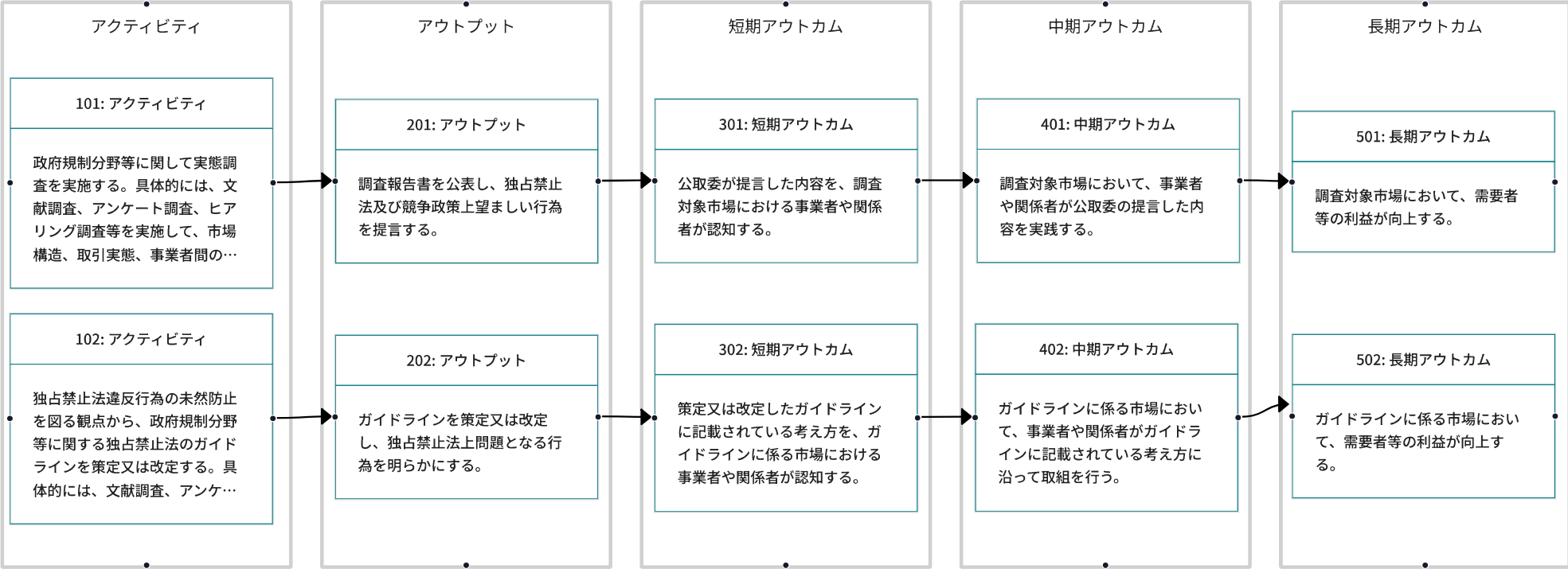
予算額執行額表 (単位：千円)			2023	2024	2025	2026	2027
	要求額		--	45,000	43,950	27,047	22,193
	当初予算		10,454	30,476	30,055	24,880	--
	補正予算		--	--	--	--	--
	前年度から繰越し		--	--	--	--	--
	予備費等		896	△147	△2,583	--	--
	計		11,350	30,329	27,472	24,880	--
	執行額		10,460	28,736	26,168	--	--
	執行率		92.2%	94.7%	95.3%	--	--

予算内訳表 (単位：千円)	会計区分	会計	勘定	要望額		備考		
	一般会計	一般会計	--	--		--		
		予算種別/歳出予算項目			備考		予算額	翌年度要求額
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 公正取引委員会 / 公正取引委員会 / 経済実態等調査費			--		21,235	18,994
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 公正取引委員会 / 公正取引委員会 / 職員旅費			--		3,072	2,805
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 公正取引委員会 / 公正取引委員会 / 諸謝金			--		366	290
		当初予算 一般会計 / 内閣府 / 公正取引委員会 / 公正取引委員会 / 委員等旅費			--		207	104

主な増減理由				その他特記事項	昨年度の「事業所管部局による点検・改善」において、人的リソースの限界を補う方策として他部局との情報交換や事業者や地方公共団体への周知・広報の徹底を挙げていたが、いずれも既定経費として措置されている予算の範囲内で実行可能であり、新規要求及び増額要求を行わなかったため、2026年度の予算要求額は2024年度及び2025年度の予算要求額と比べ減少している。
	--				

効果発現経路

活動・成果目標等のつながり



アクティビティからの発現経路 101-201-301-401-501

アクティビティ	政府規制分野等に関して実態調査を実施する。具体的には、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施して、市場構造、取引実態、事業者間の競争実態等を把握するとともに、専門的知見を有する学識経験者による研究会を開催して、制度等の問題点について検討し、また、検討の結果を踏まえて、公正かつ自由な競争を促進する観点から提言を行うほか、必要に応じて各府省との調整や関係者への周知など、普及啓発を行う。				
アウトプット	活動目標	調査報告書を公表し、独占禁止法及び競争政策上望ましい行為を提言する。		活動指標	調査報告書の報告件数
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	2022年度の「当初見込み／目標値(件)」及び「活動実績／成果実績(件)」はいずれも2であった。
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(件)	2	2	2	2
	活動実績／成果実績(件)	2	1	3	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	効果発現の初期段階として、まず第一に、各調査に係る市場で実際に取引を行う事業者や関係者が、報告書の内容やそこでの提言内容を把握する必要があることから、事業者や関係者による認知状況を短期アウトカムの成果目標として設定した。				

短期アウトカム	成果目標	公取委が提言した内容を、調査対象市場における事業者や関係者が認知する。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」の公表後に、公正取引委員会のウェブサイト等への掲載や法律雑誌への寄稿に加え、本報告書の内容を配車アプリ事業者に対して説明したほか、公正取引委員会から直接、総務省が運用する一斉通知・調査システムや鉄道事業者で構成される事業者団体等を通じて、地方公共団体、鉄道事業者及び空港管理者に本報告書の内容を通知したことで、事業者等が認知した。 ・「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」の公表後に、公正取引委員会のウェブサイト等への掲載や法律雑誌への寄稿に加え、報告書の内容を事業者団体に対して説明することで、事業者等が認知した。 ・「学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」の公表後に、公正取引委員会のウェブサイト等への掲載や法律雑誌への寄稿に加え、文部科学省主催の専門家会議において本考え方の内容を説明することで、事業者等が認知した。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	調査対象市場における事業者や関係者の認知の程度についてはすべての周知先に関して必ずしも定量的に示せるものではないため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
↓ 後続アウトカムへのつながり		効果発現の中途段階として、公取委による提言の内容を認知した事業者等が、その提言内容を実践し、それが定着することにより提言を行う前に見られたような競争制限的な状況が改善され、「事業の目的」に記載した公正かつ自由な競争が促進されることから、これを中期アウトカムとして設定した。		

中期アウトカム	成果目標	調査対象市場において、事業者や関係者が公取委の提言した内容を実践する。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」では、「配車アプリ事業者は、配車マッチングの基準等について明確化した上で、これをタクシー事業者側に十分に説明し透明性の維持向上を図る」ことが望ましいと提言しているところ、これを受けて、一部の配車アプリ事業者がホームページ上で配車マッチングの基準を解説する内容を公開した。 ・「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」では、旧一般電気事業者の発電事業者又は発電部門に対し、電力を非化石エネルギーで発電したという価値について、グループ内の小売電気事業者又は社内小売部門に内部取引をする場合においても、価格設定を行うことが競争政策上望ましいと提言している。これを受けて、内部取引においても価格設定を行う旧一般電気事業者が増加することが見込まれる。 ・「学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」では、国の定める標準（ルール）においては、「独占禁止法及び競争政策の観点から、（略）民間学習eポータルが、その運営において、行うべき行為、行ってはならない行為（略）を盛り込むことが望ましい」と提言しているところ、文部科学省は、本考え方を基に文部科学省主催の専門家会議の議論を踏まえ、学習eポータル等に関する標準（ルール）である「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル」を改訂した。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	事業者や関係者による提言内容の実践は必ずしも定量的に示せるものではなく、また、料金の低減など定量的に現れるものであっても、事前に一律に目標設定を行うことは個別の市場により事情が異なることもあり困難であるため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
↓ 後続アウトカムへのつながり		効果発現の最終段階として、中期アウトカムの結果、需要者等の利益が向上し、「事業の目的」に記載した国民全体の利益の向上が実現されることから、これを長期アウトカムとして設定した。		

長期アウトカム	成果目標	調査対象市場において、需要者等の利益が向上する。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」に記載された独占禁止法及び競争政策上の考え方を関係省庁、関係事業者等が参照し、①透明性の維持向上が図られた配車マッチングの基準により旅客とタクシー等とがマッチングされる、②駅や空港のタクシー乗り場でアプリ配車タクシー等の入構及び乗車が可能となるなど具体的な対応策の検討や自主的な取組が進展することにより、①については恣意的に特定のタクシー事業者が有利又は不利になるように取り扱われることがなくなり、公正かつ自由な競争が促進されることを通じて、②については従来配車できないとされていた駅や空港のタクシー乗り場においてアプリ配車タクシー等の配車が可能となるといった形で公正かつ自由な競争が促進されることを通じて、需要者の利益が向上することが見込まれる。 ・「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」に記載された独占禁止法上又は競争政策上の考え方を発電事業者、小売電気事業者等が参照し、発電事業者、小売電気事業者等が、電力分野の取引を独占禁止法上及び競争政策上問題とならない形で行うことにより、電力市場における公正かつ自由な競争がより一層促進されることを通じて、需要者の利益が向上することが見込まれる。 ・「学習eポータルを選定（更改）及び学習リソースの選定並びに民間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」に記載された独占禁止法及び競争政策上の考え方を関係省庁及び関係事業者等が参照し、具体的な対応策の検討や自主的な取組が進展することにより、学習eポータル及び学習リソースの市場において公正かつ自由な競争が促進され、良質・廉価な学習リソースの提供が行われるなど、需要者の利益が向上することが見込まれる。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	需要者等の利益の向上は必ずしも定量的に示せるものではなく、また、料金の低減など定量的に現れるものであっても、事前に一律に目標設定を行うことは個別の市場により事情が異なることもあり困難であるため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

アクティビティからの発現経路 102-202-302-402-502

アクティビティ	独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、政府規制分野等に関する独占禁止法のガイドラインを策定又は改定する。具体的には、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査等や、専門的知見を有する学識経験者による研究会の開催を実施した上で、独占禁止法上の問題点について検討し、検討の結果を踏まえて独占禁止法のガイドラインを策定又は改定し、関係者に対し説明会を開催して普及啓発を行う。					
アウトプット	活動目標	ガイドラインを策定又は改定し、独占禁止法上問題となる行為を明らかにする。		活動指標	ガイドラインの策定又は改定件数	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	2022年度の「当初見込み／目標値(件)」は4、「活動実績／成果実績(件)」は5であった。	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績			2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(件)		4	4	4	4
	活動実績／成果実績(件)		5	5	4	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	効果発現の初期段階として、まず第一に、各ガイドラインに係る市場で実際に取引を行う事業者や関係者が、ガイドラインに記載されている考え方を把握する必要があることから、事業者や関係者による認知状況を短期アウトカムの成果目標として設定した。					
短期アウトカム	成果目標	策定又は改定したガイドラインに記載されている考え方を、ガイドラインに係る市場における事業者や関係者が認知する。		成果指標	--	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・「適正な電力取引についての指針」（以下「電力ガイドライン」という。）の改定時に、公正取引委員会のウェブサイトに掲載することで、事業者等が認知した。 ・独占禁止法上の考え方を示すものとして策定した「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（以下「経済安保事例集」という。）について、公正取引委員会のウェブサイトに掲載するとともに、事業者等に対するセミナーの実施や、企業法務向けの法律雑誌への寄稿を行い、事業者等が認知した。		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	ガイドラインに記載されている考え方についての事業者や関係者の認知の程度はすべての周知先に関して必ずしも定量的に示せるものではないため。		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
↓ 後続アウトカムへのつながり	効果発現の中途段階として、ガイドラインに記載されている考え方を認知した事業者等が、独占禁止法上問題とならない形で取組を進めることにより、「事業の目的」に記載した公正かつ自由な競争が促進されることから、これを中期アウトカムとして設定した。					

中期アウトカム	成果目標	ガイドラインに係る市場において、事業者や関係者がガイドラインに記載されている考え方に沿って取組を行う。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・昨今の卸電力市場の変化を反映した電力ガイドラインの改定及び同改定を受けた電力・ガス取引監視等委員会による判定によって、より多くの発電事業者等がスポット市場（短期市場）における余剰電力全量を限界費用で供出することを求められることとなり、スポット市場の活性化につながるが見込まれる。 ・事業者等が経済安保事例集を活用することで、経済安全保障の観点から実施する事業者間における情報交換、連携といった取組について、独占禁止法に違反するおそれがあるとの漠然とした懸念による事業者間の対話の萎縮がなくなり、当該取組が独占禁止法上問題とならない形で推進されることが見込まれる。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	ガイドラインに記載されている考え方に沿った事業者や関係者の取組の実践は必ずしも定量的に示せるものではなく、また、料金の低減など定量的に現れるものであっても、事前に一律に目標設定を行うことは個別の市場により事情が異なることもあり困難であるため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
 後続アウトカムへのつながり		効果発現の最終段階として、中期アウトカムの結果、需要者等の利益が向上し、「事業の目的」に記載した国民全体の利益の向上が実現されることから、これを長期アウトカムとして設定した。		
長期アウトカム	成果目標	ガイドラインに係る市場において、需要者等の利益が向上する。	成果指標	--
	定性的なアウトカムに関する成果実績	・改定した電力ガイドラインに記載されている考え方を発電事業者等が参照することによって、発電事業者等がスポット市場において望ましい行為を行うことで、小売分野含む電力市場における公正かつ自由な競争がより一層促進されることを通じて、需要者の利益が向上することが見込まれる。 ・事業者等が経済安全保障の観点から実施する取組が独占禁止法上問題とならない形で推進されることで、需要者の利益が向上することが見込まれる。	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	需要者等の利益の向上は必ずしも定量的に示せるものではなく、また、料金の低減など定量的に現れるものであっても、事前に一律に目標設定を行うことは個別の市場により事情が異なることもあり困難であるため。	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

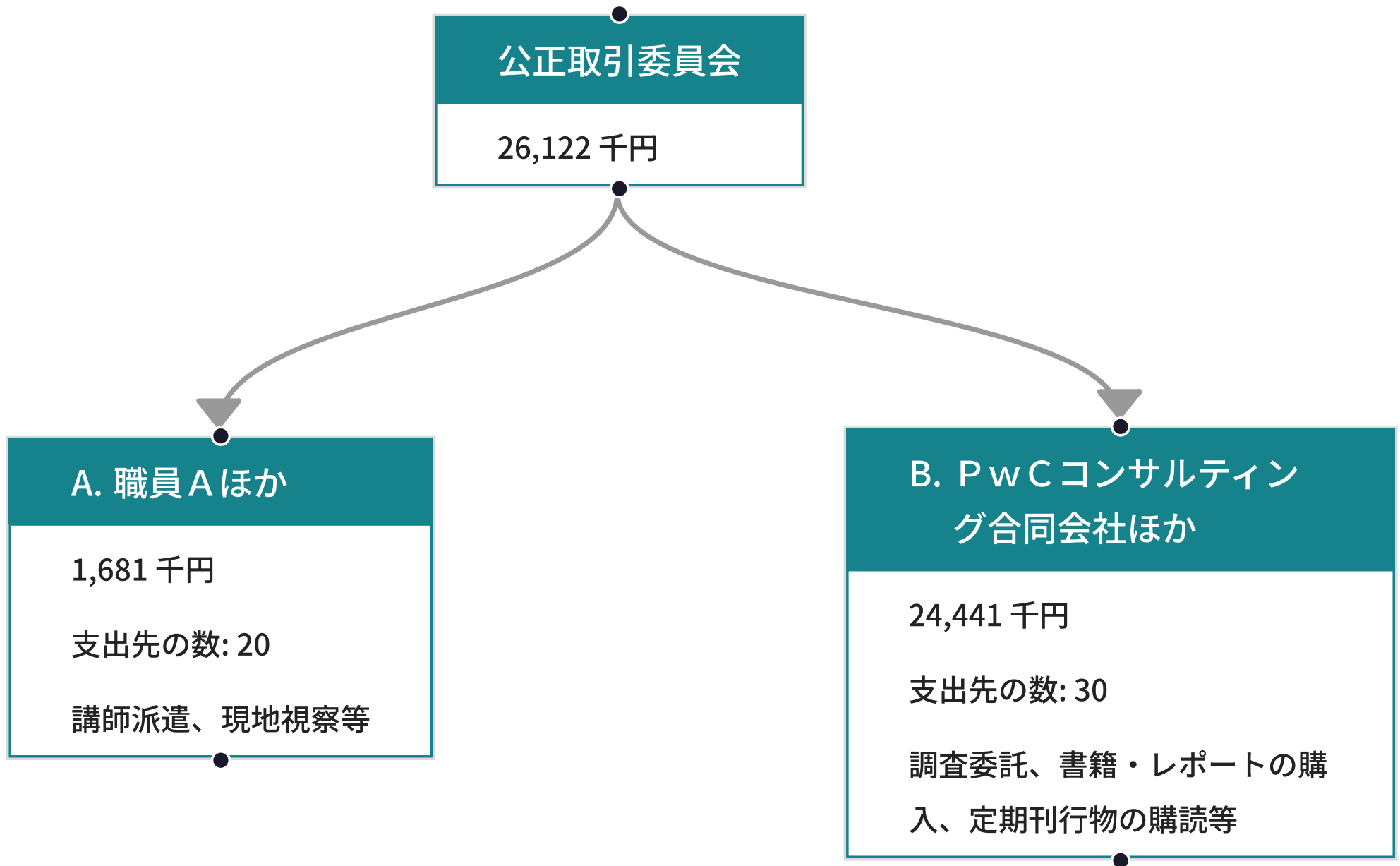
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定等	名前	--
	URL	--
	該当箇所	--

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果	【実態調査テーマの絞り込み】 他部局から実態調査のテーマになり得る分野の情報共有を受けており、それらの情報とともに、業務の中で接する関連情報や各省庁とのコミュニケーションによって、実態調査につながると考えられる情報を集約し、各情報について実態調査を実施するテーマがないか検討を行った。一方で、本事業が対象とする政府規制分野は専門性が高いことから、最新の動向を追い、実態調査を実施するテーマを発見することに労力を要する。 【実態調査やGLの周知・広報】 事業者や地方公共団体に対しては、対面による説明会を実施するほか、所管省庁を経由して周知を行ったことにより、必要としている事業者や地方公共団体にピンポイントに普及啓発が行うことができた。 加えて、地方公共団体向けの一斉通知・調査システムを活用することにより、地方公共団体に対して効率的な周知を行うことができた。
	目標年度における効果測定に関する評価	--
	改善の方向性	【実態調査テーマの絞り込み】 実態調査を実施するテーマを選定するに当たっては、早い段階で外部の有識者からヒアリングを行うなどより積極的に外部の知見を活用することで、テーマ選定に要する労力を削減する。 【実態調査やGLの周知・広報】 点検の結果、必要としている事業者や地方公共団体にピンポイントに普及啓発を行う上で、所管省庁を経由し事業者や地方公共団体に周知することが特に効果的であったことを踏まえ、所管省庁を経由して事業者や地方公共団体に周知を行うことを徹底する。また、これに限らず所管省庁と協力すること自体が効果的と考えられることから、所管省庁を経由して周知する方法以外に所管省庁と協力して周知する方法についても模索する。

外部有識者による点検	点検対象	書面点検	最終実施年度	2026
	対象の理由	5年間外部有識者点検を実施していない事業		
	所見	- 政府規制は、長年の公取の主要テーマであり、関連省庁との連携が非常に有効に作用していると理解したところ、実態調査報告書やガイドラインの策定等のアウトカムの把握方法として、関係省庁から定性的な情報を入手するということは可能なのか。（池谷委員） （アウトカムの把握について、定性的な情報を集めていくという方法は、より実態把握に寄与すると思われるので、関係省庁から定性的な情報を入手するというやり方を含め、アウトカムの把握の方法について検討していきたい旨回答。） - アウトカムの定量的な測定は難しいと思うが、例えば、実態調査の短期アウトカムとしての定性的な成果実績として、タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書を事業者の説明する際に、説明内容についての理解を問うようなアンケートは実施しているのか。（多田委員） （実施していない旨回答。） - 説明会の直後は、中長期的な状況を測ることはできないが、どのような形で周知できたのかということについて、説明会のタイミングで把握することはできると思われる。（多田委員） - 実態調査やガイドラインの策定等については、テーマを探す段階でも、詳しいのは業所管官庁であり、実態調査報告書等を周知する段階でも、業所管官庁を通じて行うことが大事だと思われるので、本事業については、最初から最後まで他省庁との連携が大事である。（多田委員） - ロジックモデルについては、短期アウトカムとして、公正取引委員会の提言や策定等したガイドラインが事業者などに認知され、中期アウトカムとして、それを受けた事業者が提言等の内容を実践し、長期アウトカムとして、消費者を含めた需要者等の利益が生じるという形で整理されており、分かりやすい。問題は、これらをどう測るのかという点である。行政事業レビューシートの中期アウトカムや長期アウトカムの定性的な成果実績には、どのようなアウトカムがどういうルートで発現するという想定について書かれているが、今後、例えば、関連する事業者にはアヒリングをするといった形で、想定している影響が実際に生じているか否かを測ることは検討しているのか。（田辺委員） （定量的に測るのは困難ではあるが、様々な場面で関連省庁や事業者と話をする機会があるため、その中で定性的な情報を把握しているところ、今後はより体系立てて把握していくことが引き続き課題であると認識している旨回答。） - アウトカムの測定について、定量的であることに過度にこだわる必要はなく、エピソードベースの把握もあり得る。定性的な情報のある程度の数の事業者に確認することで、体系的に定性的な情報を集める方法なども検討していただきたい。（田辺委員） - 個々の実態調査報告書やガイドラインの策定等については、業所管官庁にどの程度伝達できたか、それを通じて事業者にどの程度認知してもらえたかという効果が出てくる。ロジックモデルについては、一つ一つの実態調査報告やガイドラインの策定ごとに分けるのがよいように思われるところ、公正取引委員会としてできることは、業所管官庁に説明をして周知の媒介をお願いすることまでではないか。ロジックモデルについては、実態調査報告書ごとに作成した方がよいかもしれない。（南島委員） （これまで当課の継続的な事業として行ってきた中で、一つ一つの実態調査報告書にフォーカスし、そのアウトカムは何かということを踏まえてロジックモデルを作成するといったことはしていなかった旨回答。）		
	公開プロセス結果概要	--		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見	現状通り	詳細	--

所見を踏まえた 改善点／概算要 求における反映 状況	改善点・反映状況	現状通り		
	反映額	会計	勘定	反映額 (千円)
		--	--	--
	詳細	実態調査報告書等の周知については、外部有識者の所見も踏まえ、引き続き効果的な手法を検討してまいりたい。		
公開プロセス・ 秋の年次公開検 証（秋のレビュ ー）における取 りまとめ	--			
その他の指摘事 項	--			



支出先上位者リスト (単位：千円)	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
	A	職員Aほか	1,681	20	講師派遣、現地視察等		
	支出先名		支出額	法人番号			
	職員A		562	9999999999999			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	国際会議への出席 その他(旅費)		562	--	--	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	株式会社IACEトラベル		542	7010001128717			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	現地視察等のチケット手配 その他(旅費)		542	--	--	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	職員B		63	9999999999999			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	現地視察等 その他(旅費)		63	--	--	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	職員C		63	9999999999999			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	
	現地視察等 その他(旅費)		63	--	--	--	
	支出先名		支出額	法人番号			
	職員D		63	9999999999999			
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由	

支出先ブロック名			合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
		現地視察等 その他(旅費)	63	--	--	--
	支出先名		支出額	法人番号		
	職員 E		62	9999999999999		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		学会出席等 その他(旅費)	62	--	--	--
	支出先名		支出額	法人番号		
	職員 F		58	9999999999999		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		国際会議への出席 その他(旅費)	58	--	--	--
	支出先名		支出額	法人番号		
	職員 G		44	9999999999999		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		講演会出席 その他(旅費)	44	--	--	--
	支出先名		支出額	法人番号		
	職員 H		36	9999999999999		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		研修会 その他(旅費)	36	--	--	--
	支出先名		支出額	法人番号		
	職員 I		34	9999999999999		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
	学会出席 その他(旅費)	34	--	--	--	

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割			
	支出先名	支出額	法人番号				
	その他	154	--				
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由		
	学会出席等 その他(旅費)	154	--	--	--		
支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割			
B	PwCコンサルティング合同会社ほか		24,441	30	調査委託、書籍・レポートの購入、定期刊行物の購読等		
	支出先名	支出額	法人番号				
	PwCコンサルティング合同会社	15,993	1010401023102				
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由		
	調査委託 随意契約（企画競争）	15,993	1	0	予定価格が類推されるおそれがあるため		
	支出先名	支出額	法人番号				
	DREWRY SHIPPING CONSULTANTS LTD	4,500	9999999999999				
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由		
	書籍・レポートの購入 随意契約（その他）(特命随意契約)	4,500	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため		
	支出先名	支出額	法人番号				
	株式会社富士キメラ総研	968	9010001055406				
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由		
	書籍・レポートの購入 随意契約（その他）(特命随意契約)	968	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため		
	支出先名	支出額	法人番号				
	株式会社富士経済	594	2010001094204				
	契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由		

支出先ブロック名			合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
		書籍・レポートの購入 随意契約（その他）(特命随意契約)	594	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
支出先名			支出額	法人番号		
株式会社じほう			449	8010001031283		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		定期刊行物の購読 随意契約（その他）(特命随意契約)	449	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
支出先名			支出額	法人番号		
マネーフォワードケッサイ株式会社			354	3010001182296		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		定期刊行物の購読 随意契約（その他）(特命随意契約)	308	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
		データベースサービスの利用 随意契約（その他）(特命随意契約)	46	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
支出先名			支出額	法人番号		
株式会社朝日新聞社			274	6120001059605		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		定期刊行物の購読 随意契約（その他）(特命随意契約)	274	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
支出先名			支出額	法人番号		
ソフトバンク株式会社			133	9010401052465		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		携帯電話の利用 随意契約（少額）	133	1	--	--
支出先名			支出額	法人番号		
株式会社和幸印刷			129	8011101022206		
		契約概要（契約名）/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由

	支出先ブロック名			合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
			実態調査報告書の印刷 随意契約（少額）	129	3	--	--
	支出先名			支出額	法人番号		
	株式会社東洋経済新報社			115	1010001051874		
		契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		定期刊行物の購読 随意契約（その他）(特命随意契約)		115	1	--	予定価格が類推されるおそれがあるため
	支出先名			支出額	法人番号		
	その他			932	--		
		契約概要（契約名）/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策／落札率非公開の理由
		その他 その他(その他)		932	--	--	--

費目・使途 (単位：千円)		支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途	金額
	A	職員 A	国際会議への出席	職員旅費	国際会議への出席	--
	B	P w C コンサルティング合同会社	調査委託	経済実態等調査費	調査委託	15,993

国庫債務負担行為等による契約 先リスト (単位：千円)		契約先名	契約額	法人番号
		--	--	--

その他備考

--

【政府規制分野等に関する実態調査】

○令和4年度

- ・携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査について(令和5年2月24日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230224.html>

- ・フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査について(令和5年3月1日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301.html>

○令和5年度

- ・高速道路における電気自動車(EV)充電サービスに関する実態調査について(令和5年7月13日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jul/230713.html>

- ・電力分野における実態調査(卸分野)について(令和6年1月17日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240117.html>

○令和6年度

- ・電気自動車(EV)充電サービスに関する第二次実態調査について(令和6年5月29日)

URL : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240529_ev2.html

○令和7年度

- ・タクシー等配車アプリに関する実態調査について(令和7年4月23日)

URL : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250423_ridehailing.html

- ・電力分野における実態調査(発電・小売分野)について(令和7年4月25日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuchosa.html>

- ・「学習e ポータルの選定(更改)及び学習リソースの選定並びに民間学習 e ポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方」について(令和7年12月23日)

URL : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251223_gakusyuu_portal.html

【独占禁止法のガイドラインの策定又は改定】

○令和4年度

- ・「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定について(令和4年12月23日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223denkitsushin.html>

- ・「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定について(令和5年3月31日)

URL : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html

○令和5年度

- ・「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定について(令和5年9月7日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230907denkitsushin.html>

○令和6年度

- ・「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定(令和6年4月24日)

URL : https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html

- ・「適正な電力取引についての指針」の改定(令和6年11月22日)

URL : <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241122denryokugl.html>

○令和7年度

- ・「適正な電力取引についての指針」の改定資料(令和8年3月13日)

URL : [denki.pdf](#)